

平成20年 1 月 日

# 独立行政法人の業務実績に関する2次評価結果

—政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」—

〔「平成18年度における独立行政法人等の業務の実績に  
関する評価の結果等についての意見」〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価(=一次評価)を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会(委員長:大橋洋治・全日本空輸(株)取締役会長、独立行政法人評価分科会長:富田俊基・中央大学法学部教授)は、これらの評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的に評価(=二次評価)を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

# 1 二次評価結果のポイント

## 1. 二次評価の主な視点

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された所管独立行政法人等(106法人(平成18年度末時点))並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人の平成18年度業務実績評価の結果について、以下の点に重点を置き府省横断的に二次評価を実施。

- ① 評価結果等が国民に分かりやすいものになっているか。
- ② 閣議決定等により厳格な評価を行うこととされている総人件費削減への取組や給与水準の適正化、随意契約の適正化等について、適切な評価が行われているか。
- ③ 財務内容や業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる欠損金、利益剰余金、貸倒懸念債権、破産更生債権等について、適切な評価が行われているか。

## 2. 二次評価結果のポイント

上記の観点を踏まえ、二次評価を行った結果、主な意見は以下のとおり。

### <各府省評価委員会に対する共通意見>

- 評価の基準の明確化等
- 目的積立金の計上の促進に資するための評価の実施
- 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえた今後の評価の充実(資産の有効活用、官民競争入札等の活用、内部統制)
- 過去の当委員会の意見を踏まえた的確な評価の実施

<個別意見> 以下の事項について、評価結果に言及がない、又は評価が不十分な場合には、改善すべき点として、個別に通知。

- 欠損金の解消に向けた取組の評価 → 6省評価委員会 10法人
- 利益剰余金に係る業務運営の適切性の評価 → 9府省評価委員会 37法人
- 貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組の評価 → 6省評価委員会 10法人
- 総人件費削減に向けた取組や効果に係る評価 → 6府省評価委員会 15法人
- 給与水準の適切性等に係る評価 → 9府省評価委員会 49法人
- 随意契約の見直しの取組に係る評価 → 9府省評価委員会等 21法人
- 関連法人に対する業務委託の適正化等に係る評価 → 8省評価委員会 24法人

## 2 意見の概要

### 1. 各府省評価委員会に対する共通意見

#### ○ 評価の基準の明確化等

各府省評価委員会における評価の基準が分かりにくい、各評定の判断理由の説明が不十分などの状況を踏まえ、十分な説明責任を図る観点から評価の基準等を見直すべき。

#### ○ 目的積立金の計上の促進に資するための評価の実施

当期総利益を計上していながら目的積立金を申請していない法人について、利益の発生要因を分析し、目的積立金を申請していない理由等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべき。

#### ○ 「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえた今後の評価の充実

##### ① 資産の有効活用

主要な固定資産についての減損会計の情報等を十分活用して、保有目的・利用状況を把握した上で、資産の活用状況についての評価を行うべき。

##### ② 官民競争入札等の活用

高コスト構造となっている業務などに係る経費削減の一手段として、官民競争入札等の活用についての評価を行うべき。

##### ③ 内部統制

コンプライアンス体制の整備状況(倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部体制に関する評価の実施等)についての評価を行うべき。

#### ○ 過去の業務実績評価の結果に対する当委員会の意見を踏まえた的確な評価の実施

当委員会が過去に通知した各法人の業務実績に関する評価結果への意見を踏まえた評価が行われていない場合、的確な評価を行うこと。

## 2. 個別意見

### ○ 欠損金の解消に向けた取組の評価

**繰越欠損金の発生要因や解消方策を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、評価を行うべき。**

→ 総務省評価委員会、文部科学省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、経済産業省評価委員会、国土交通省評価委員会

### ○ 利益剰余金に係る業務運営の適切性の評価

**利益剰余金の発生要因等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、業務運営の適切性の評価を行うべき。**

→ 内閣府評価委員会、総務省評価委員会、外務省評価委員会、文部科学省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、経済産業省評価委員会、国土交通省評価委員会、環境省評価委員会

### ○ 貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組の評価

**貸倒懸念債権、破産更生債権等の管理状況や解消に向けた取組について評価を行うべき。**

→ 総務省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、経済産業省評価委員会、国土交通省評価委員会、環境省評価委員会

### ○ 総人件費削減に向けた取組や効果に係る評価

**行政改革推進法等に基づく総人件費の削減に向けた取組状況やその効果について厳格な評価を行うべき。**

→ 内閣府評価委員会、総務省評価委員会、文部科学省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、経済産業省評価委員会

## ○ 給与水準の適切性等に係る評価

給与水準が国家公務員の水準を上回る法人について、国民の視点に立って給与水準の適切性等について厳格な評価を行うべき。

→ 内閣府評価委員会、総務省評価委員会、財務省評価委員会、文部科学省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、経済産業省評価委員会、国土交通省評価委員会、環境省評価委員会

## ○ 随意契約の見直しの取組に係る評価

「独立行政法人整理合理化計画」の趣旨を踏まえ、随意契約の適正化に向けて「随意契約見直し計画」の実施状況について厳格な評価を行うべき。

→ 内閣府評価委員会、外務省評価委員会、財務省評価委員会、文部科学省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、国土交通省評価委員会、防衛省評価委員会、日本司法支援センター評価委員会

## ○ 関連法人に対する業務委託の妥当性等に係る評価

「独立行政法人整理合理化計画」の趣旨を踏まえ、関連法人に対する業務委託や出資の妥当性・必要性について評価を行うべき。

→ 総務省評価委員会、外務省評価委員会、文部科学省評価委員会、厚生労働省評価委員会、農林水産省評価委員会、経済産業省評価委員会、国土交通省評価委員会、環境省評価委員会

## 3. 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価の結果に対する主な意見

### ○ 国立大学法人に係る評価

附属病院に導入されている病院管理会計システム等により得られた統計データ等の活用による病院経営の効率化に向けた取組状況について評価を行うべき。

### ○ 大学共同利用機関法人に係る評価

法人化に伴う組織・業務の統合による業務運営の効率化の実施状況について評価を行うべき。

# (参考1) 評定理由の明確化等に関する意見の具体例

## 国立国語研究所(文部科学省)

### ○ 基幹的な調査研究に関する評価

文部科学省評価委員会の意見(一次意見)	当委員会の意見(二次意見)
<p><b>【評定:S(特に優れた実績を上げている。)]</b></p> <p>コーパス構築は画期的な試みであり、国立国語研究所でなければなしえない事業である。コーパスの全体設計を確定し、著作権処理の労をいとわず、<u>今後への道筋を築いたことは高く評価できる。</u></p> <p>「外来語言い換え提案」を集大成し、成果を公表していくことによって、国民の国語に対する興味関心、あるいは議論を喚起する役割を果たしている。<u>今後、「外来語言い換え提案」がどの程度浸透・普及し、実効を持ったかに目配りして、提案の発表・広報の方法に生かせるよう検討する必要がある。</u></p> <p>定点観測によることばの変容の把握は日本語にかかわる基礎研究にとどまらず、社会学、歴史学、文化地理学、文化人類学等にも大きなインパクトを与える意義深いものであり、継続が期待される。</p>	<p>基幹的な調査研究の実施については、「大規模汎用日本語データベース」に対する期待が高いこと等を理由としてS評定(特に優れた実績を上げている。)とされているが、平成18年度現在においては全体設計の確定という段階にしかすぎず、本格的な運用段階とはなっていないことから、<u>成果・効果の検証を行えるまでには至っておらず、S評定とする理由が不十分である。</u>今後の評価に当たっては、<u>同データベースの構築状況や、その成果の達成状況等を可能な限り定量的に業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。</u></p>

## 年金積立金管理運用独立行政法人（厚生労働省）

### ○ 効率的な業務運営体制の確立の評価

厚生労働省評価委員会の意見（一次意見）	当委員会の意見（二次意見）
<p data-bbox="257 435 771 471"><b>【評定:A(中期計画を上回っている。)]</b></p> <ul data-bbox="104 521 932 1078" style="list-style-type: none"><li>・ 経営管理会議、企画会議等理事長の意思決定を支える体制づくりや組織・人事体制の見直しなどを進めている。</li><li>・ 独法新設に伴い、内部組織の新設、再編を積極的に行った。</li><li>・ 組織編成、人員配置、業務運営体制について、様々な対応が行われている。</li><li>・ 組織再編を適切に行い、<u>人事評価制度も想定以上に適切に行っている。</u></li><li>・ 目標以上の実績を評価します。目標だけにこだわらず、独自の創意工夫がよく行われていて評価できる。</li><li>・ 監査室を理事長直轄下におくなど適切な内部管理が行われている。年金福祉研究会の不適切な問題について総合評価で触れているが、記載については配慮が必要と考えます。（削除という意味ではありません。）</li></ul>	<p data-bbox="971 435 1799 792"><u>監事監査において、人事評価制度については、平成18年度中に一部実施するように準備が進められたが、実施に至らなかったと指摘されているにもかかわらず、貴委員会の評価結果においては、想定以上に適切に行っているとして、A評定(中期計画を上回っている)とされている。今後の評価に当たっては、人事評価制度にかかわる取組の達成度合い等を明確にした上で、適切な評価を行うべきである。</u></p>

#### （参考）（監査報告書）人事評価制度の実施について

業務運営組織の整備が図られてきた中で、人事評価制度の実施については、当初、平成18年度中に一部実施すべく準備が進められたが、実施には至らず、現在、19年度下期からの実施が計画されている。平成19年度においては、計画通りの確実な実施が望まれる。

## 自動車事故対策機構（国土交通省）

### ○ 重度後遺障害者に対する援護（療護センター）に関する評価

国土交通省評価委員会の意見（一次意見）	当委員会の意見（二次意見）
<p data-bbox="319 429 708 465"><b>【評価：4（優れた実施状況）】</b></p> <p data-bbox="97 522 929 715">4療護センターにおいては、対前年度（平成17年度）比1.1%増の12,532件のMRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査を受託しており、<u>中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</u></p>	<p data-bbox="967 429 1799 939"><u>療護センターにおける業務について、高度先進医療機器を活用した外部検査の受託件数が中期計画の目標を達成したことにより4点（優れた実施状況）と評価されている項目がある。他方で、平成17年度決算検査報告において、千葉療護センターに導入された高度先進医療機器（核医学画像診断装置（RI））が購入から5年間にわたり1度も使用されておらず、適切な管理も行われていないとの指摘を受けている。今後の評価に当たっては、4箇所の療護センターすべての医療機器の受託件数のみではなく、療護センターごとの医療機器の活用状況、当該機器の必要性も含め厳格な評価を行うべきである。</u></p>

## 国立環境研究所（環境省）

### ○ 環境政策の立案への貢献に関する評価

環境省評価委員会の意見（一次意見）	当委員会の意見（二次意見）
<p><b>【評定:A(中期目標の達成に向け、適切に成果を上げている。)]</b></p> <p><u>各種審議会等への参加については、評価手法としての課題もあるが、年度目標を達成することができなかった。しかし、政策立案に重要な役割を果たしており、適切に成果を上げている。</u></p> <p>なお、国立環境研究所の組織としての政策立案への貢献の方法についても検討がなされる必要がある。</p>	<p>中期目標に掲げられている「環境政策立案への貢献」を達成するための指標である「各種会議への参加職員数」は、単なるアウトプット指標であり、<u>中期目標の達成状況を示す指標としては必ずしも最適なものとは言えない。</u>また、貴委員会においても当該指標の適切性に疑問がある旨指摘していること、当該指標に基づいた年度計画は未達成であることを踏まえると、評価結果においてA評定（<u>中期目標の達成に向け、適切に成果を上げている。</u>）と評価された理由が不明確である。</p> <p>今後の評価においては、本法人の任務・役割に照らし、<u>中期目標を達成するためにより適切な指標を設定させた上で、国民に分かりやすい形で評価を行うべきである。</u></p>

# (参考2) 関連閣議決定等

「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)

## Ⅲ. 独立行政法人の見直しに関し講ずべき横断的措置

### 1. 独立行政法人の効率化に関する措置

#### (1) 随意契約の見直し

④ 随意契約見直し計画の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする。

#### (2) 保有資産の見直し

④ 保有資産の見直しの状況については、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ適切にチェックする。

#### (3) 官民競争入札等の積極的な適用

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供する財・サービスの質の維持・向上と経費削減を図る。

#### (4) 給与水準の適正化等

③ 給与水準に関して、十分国民の理解が得られる説明がなされているか等の観点から、監事による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳格にチェックする。

### 2. 独立行政法人の自律化に関する措置

#### (1) 内部統制・ガバナンス強化に向けた体制整備

##### ① 業務遂行体制の在り方

ア 各独立行政法人は、役職員に対して、目標管理の導入等により適切な人事評価を行うとともに、その業績及び勤務成績等を給与・退職金等に一層反映させることにより業務遂行へのインセンティブを向上させる。また、主務大臣は各独立行政法人の長について、また、各独立行政法人の長は当該法人の役員について、職務の執行が適当でないため法人の業務の実績が悪化した場合であって、当該役員に引き続き職務を行わせることが適当でないときと認めるときは解任事由となり得ることを再確認する。

イ 各独立行政法人は、民間企業における内部統制制度の導入を踏まえ、独立行政法人における役職員の職務執行の在り方をはじめとする内部統制について、会計監査人等の指導を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。

ウ 独立行政法人における監事の在り方を含めた内部統制の在り方について、第三者の専門的知見も活用し、検討を行う。

エ 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、特定独立行政法人に準じ、その職員の勤務時間その他の勤務条件を公表するよう努める。

オ 各独立行政法人は、その業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行い、業務運営に適切に反映させる。

カ 独立行政法人の長の任命について、内閣の一元的関与を強化するとともに、監事及び評価委員会の委員の任命についても内閣の一元的関与を図ることを速やかに実施する。

#### ② 関連法人等との人・資金の流れの在り方

カ 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、情報開示の状況について、監事及び会計監査人による監査で厳格にチェックするとともに、評価委員会において事後評価を行う。

## 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)

### (独立行政法人等における人件費の削減)

第53条 独立行政法人等(独立行政法人(政令で定める法人を除く。)及び国立大学法人等をいう。次項において同じ。)は、その役員及び職員に係る人件費の総額について、平成十八年度以降の五年間で、平成十七年度における額からその百分の五に相当する額以上を減少させることを基本として、人件費の削減に取り組みなければならない。

## 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)

### 4 総人件費改革の実行計画等

#### (1) 総人件費改革の実行計画

#### ウ その他の公的部門の見直し

##### ① 独立行政法人及び国立大学法人法に基づく法人

(エ) 各省庁の独立行政法人評価委員会及び国立大学法人評価委員会は、各法人の人件費削減の取組状況や国家公務員の水準を上回る法人の給与水準の適切性等に関し厳格な事後評価を実施するとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会においても2次評価を行うこととし、これらの結果を公表する。

[本件連絡先]

総務省行政評価局 独立行政法人担当評価監視官室

評価監視官： し みず まさ ひろ  
清 水 正 博

総括評価監視調査官： たか つの たけ し  
高 角 健 志

総括評価監視調査官： ひら の まこと  
平 野 誠

TEL : 03-5253-5444、5446

FAX : 03-5253-5443

E-mail : mhirano@soumu.go.jp